## 文化財保護No 7

# 守り育てよう みんなの文化財 

一第7回京都府指定•登録文化財等の紹介一


指定 板絵著色神馬図（子守神社•丹波町）

## 京都府教育委員会

京都府教育委員会は，京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）に基づ き，平成元年4月14日付けで24件の文化財を指定•登録•決定•選定いたしました。

その対象は，建造物•美術工芸品•無形民俗文化財が中心となっていますが，今回 はじめて「山•鉾•屋台懸装品等製作」の工芸技術を選定保存技術に選定し，その保存団体として2団体を認定しました。

昭和58年4月に第1回の指定•登録等を行ってから今回の第7回目までの累計は，指定174件，登録137件，決定49件，選定1件の合計361件になりました。

この冊子には今回指定•登録等を行いました24件の文化財を写真で紹介しました。 これまでに刊行しました 6 冊とあわせて，郷土の歴史や文化を考えるためにご活用い ただければ幸甚です。

平成元年 8 月

## 表紙写真の説明

差縄で杭に繋がれた連銭葦毛の馬を伸びやかで力強い筆使いで堂々と描く。画面の左右に「大永五年乙酉閏十一月吉日 願主酉歳敬白」，「筆者狩野大炊助元信」の墨書銘があり，狩野永徳の租父で，狩野派発展の基を築いた狩野元信が大永五年（1525）に描いた奉納絵馬であることが知られる。元信 の真筆であることが確認される数少ない作品のひとつであるばかりでなく，当時 40 代の後半であった元信の力量と筆の冴えをみせる作品である。絵馬としては府内に伝わる最古の例であるが，保存も良好である。全国的にも中世に遡りうる絵馬は数少なく貴重である。（絵画）

## お知らせ

「對龍山荘庭園（京都市）」は，昭和61年6月2日付けで京都市の名勝に指定されていましたが，昭和63年12月24日付けで，府内で48番目の名勝として国の指定を受けました。

この庭園は，既に国の名勝に指定されている平安神宮神苑や無鄰庵庭園などを造った造園師小川治


兵衛により，明治35年から39年にかけて築かれたものです。南禅寺付近の水源を利用して数多く営まれた別荘庭園のうち のひとつで，処々に滝口を設け，北部は池，南部は浅い流れを主体として構成さ れています。東部には，この時代の庭園 の特徴といえる園遊のための芝生地が配置され，古来の借景林泉の手法とよく調和した庭景をなしています。

## ＝建造物＝


（1）（2）右京区大原野に所在する延暦寺末の天台宗寺院で，現在の本堂は寛延 3 年（1750）に建て られている。前堂と後堂から成り，前堂は御興の屋根を想わせる大胆な照り起りの屋根に特色がある。また，内部の動植物をかたどった装飾細部の多彩さも目を驚かすに足りる。鐘楼 は，寛文8年（1668）建立で，きわめて正統的な意匠をもつ。
（3）（4）（5）（6）成相寺は，西国三十三所観音霊場の札所で，名勝天の橋立を望む成相山に寺地を構え る。本堂は，近世この地方で有力な大工であった冨田一族により18世紀後半に再建された。局を残すなど中世密教本堂の面影を伝える反面，外陣を吹放し，正面の意匠に特に気を配る など，参詣者を多分に意識した建築となっている。鎮守堂は，延宝4年（1676）の建立で，近世丹波•丹後地方に多くみられる組物を二段につくる構造をもつ最初期の遺構である。鐘楼は，斗を多用する独創的な軒の構成と，落着いた外観がよく調和した建築である。元禄 10年（1697）に再建された。

江戸時代の宮津城下有数の商家で，酒造業，廻船業，糸問屋等を営んでいた。天明 3 年（17 83）の大火後に再建された主屋を中心に座敷や酒造蔵，土蔵が順次増築されて大規模な屋敷規模となっている。主屋は，大母屋造，桟瓦苴で妻入とする。徹底した防火構造を採用している点に特色があり，すべての出入口や窓に土戸を取り付け，軒裏等もすべて土壁で覆っていて， まったく土蔵と同様のつくりになる。間取りはいわゆる通り庭式で南側に居室部をとる。通り庭の北側は酒造蔵と続いており，釜場や麹室など仕込みの設備が残されている。主屋の南には，通りに面した新座敷と奥の庭座敷がある。庭座敷は，天保9年（1838）に幕府巡見使を迎える に先だって建てられていて，池庭を配し，質の高い座敷飾りを備えている。当家には，普請関係の文書が残されており，とりわけ天明 3 年建築時の出面表（大工等の出勤簿）は当時の普請内容を窺うことのできる貴重な資料である。



福知山の市街地から南東の丘陵地に一管神社があり，台地状の境内に配された本殿や各境内社は，享保 2 年から 4 年（ $1717 \sim 19)$ にかけて再建されたもので，本殿は藩の御内大工が手懸 け，大原神社は町内の大工，八幡•天満神社は，摂州大阪の大工がその任にあたるなど仕事を分担している。また武大神社は旧土村に鎮座していた建田神社で，元禄 8 年（1695）に近村の大工により建立され，明治に当地へ移築され，建立当時の姿を今に止めている。こうした当神社の本殿群は，一間社流造とする共通の構造形式の中で，各所で活躍していた大工工匠たちに よる工夫を凝らした意匠•構造にその特徴が現われており，貴重である。

こうした社殿を包み込むように生い茂る森は，小鳥も多く緑の豊かな環境となっており，あ わせて境内一帯を文化財環境保全地区としてその環境の保全を図ることとした。

（1）阿弥陀如来を中央に，楊柳を挿した瓶を持つ観音菩薩と経帙を持つ勢至菩薩が並んで踏割蓮華に乗って進んでくる様を描く。わが国には多くの華麗な高麗仏画が請来されてい るが，これはその中でも屈指の名品である。（絵画）
（2）平安時代後期の等身大の菩薩像である。全体に保存が極めて良好で，頭上面から台座反篟にいたるまでほぼ当初のものを遺す。近年台座蓮弁から造像当初の墨描戯画が発見さ れ，平安時代の絵画資料として注目を集めている。（彫刻）
（3）平安時代末期の様式を良く伝えている千手観音立像である。像高 2.8 m 。丹波地方に遺 る最大級の仏像であり，これほどの大きさの仏像が今日まで伝えられてきたことは貴重 である。（彫刻）
 の陣で自刃して果てている。清涼寺には徳川家康の息女市姫の像も遺されているが，と もに桃山風の肖像画の優品である。（絵画）
（5）迎称寺を建立した一鎮（ $1277 \sim 1355$ ）の肖像と伝えられる。東山区長楽寺の時宗祖師像 （重文）とともに，時宗寺院と関係の深かった慶派仏師による造像と考えられる。鎌倉時代末から南北朝時代の慶派仏師の卓越した写実力を示してる。（彫刻）
（1）（2）天寧寺の開山，患中うし周音ゆう $(1323 ~ 1409)$ が用いた法衣•法具類である。なかには愚中が元 から請来したものも含まれる。天寧寺には愚中の頂相をはじめ大中臣持実•元実親子の肖像画など多くの什物が遺されているが，今回指定の工芸品類は，伝法衣や開山の遺品として伝 わってきたものであり，南北朝時代から室町時代にかけての染織品や，元の金工品•木工品 など，極めて個性的なものがそろっている。当時の禅宗文化の雰囲気を知る上でも興味深い資料である。（工芸品）
（3）（4）丹後国一宮として名高い籠神社の境内から出土した経㙇遺物である。その一部はすでに重文に指定されている。出土品のうち銅経筒のひとつ（写真③）には古治5年（1189）の銘文 があり，亡き両親の供養と自分の家族の極楽往生を願って，法華経を書写し経塚に埋納した ことがわかる。写真（4）は同時に埋納された銅鏡のひとつで，鏡面には遠い未来に人々を救済 するといわれる弥勒如来の像を線彫りにしている。鎌倉時代初期の信仰のありかたを知る上 で重要な資料である。（考古資料）


（1）宇治市中から一山越えた白川の里にかつて繁栄した金色院という寺院の再興のため，寛正 4年（1463）に広く助成を求めた際の勧進状である。平安時代に当寺が創建された由緒や火災 によって焼失したいきさつなどを述べる。巻末にはこの勧進状が各地を転々とした末，金色院に寄付された旨が記されている。（古文書）
（2）西国三十三所礼所の二十九番として知られる松尾寺が，德治3年（1308）に火災から復興し，落慶法要が行われた際に仏前で読み上げられた啓白文である。雲母を引き，金銀を霞に散ら した美しい料紙に書かれている。（古文書）
（3）室町時代に衰退した平等院の復興のため，明応9年（1500）に行われた勧進の際に作成され た勧進状である。当時の文化人として知られだ三条西実隆の筆になる。（古文書）
（4）江戸時代前期，寛永19年（1640）に書かれた平等院の縁起である。創建当時の壮麗な平等院 の有様を描いている。筆者は知恩院宮を務めた良純法親王である。（古文書）

## 勧進状•啓白文とは

勧進とは，寺院•神社が建物の修造をしたり，仏像の造立をしたりする際，広く世間の人々に寄付 を求めることを言う。その時に作られる趣意書が潅進状。歌舞伎「勧進帳」で弁慶が読み上げるのは東大寺復興のためのものである。一方，寺院等で法昙が開かれる際，その法会を主導する僧侣が仏前 で読み上げる文章が政白白く文である。目的は違うが，いずれもその寺院等の由緒を詳しく述べるのが普通で，歴史を知る上で貴重な資料である。

## $=$ 無形民俗文化財 $=$


（1）旧田辺城下町の氏神•朝代神社の祭礼芸能。2人が 1 組になって，それぞれが持つ刀や棒で切組みを演じる組太刀型の太刀振。幼児 2 人によ る「露払」以下 7 曲を伝えるが，いずれの曲も，左右に分れての対称的な動きを基本にしたもの で，美しく格調の高い演技をみせる振物（ふり もん）の代表的な伝承である。 4 年に一度， 11月3日の祭礼に奉納される。
（2）この松上げは，昨年登録した盛鄉等の上げ松と
同じ柱松形式の火祭りで 8 月 24 日に行われる。柱の高さ 12 間（約 22 m ）。その先端にとり付 けたカサと称する燃料部に着火した松明（アゲ松という）を放り上げ炎上させる行事である。愛宕信仰の資料として貴重である。
（3）高さ 18 m ，最大巾 4.5 m の魚形の万灯籠を川の中に立て盛大に燃やす火祭り。盆の火の民俗 に愛宕信仰が習合した貴重な盆行事の事例である。
（4）地区をあげて行う盆の精霊送りの行事。8月14，15日の松明もやし，15日の船作り，16日の船流しなどがある。大人も関与するが，蒲入の子供組が管掌する共同体の盆行事であり，資料として貴重である。
（5）三角形に組んだ高さ 11 m ，下辺の巾 5.4 m ばかりの万灯を愛宕山（久美浜町）に献火する行事。先端に点すお灯明を別にして火を 12 灯とすることから，この名がある。子供たちが松明 を振り回す行事も伴い，火の民俗と愛宕信仰の習合を示す事例として貴重である。


①）八幡市清水井に所在する江戸時代後期の池庭。書院と小方丈（重文）の西側山裾から山腹へ
と広がる。小方丈向いの山石を用いた石組は，特に豪快稠密である。寺所蔵の文政11年（18
28）の境内絵図に池と石橋が描かれている。（名勝）
（2）与謝郡加悦町字滝小字深山の山林内に所在する。ツバキとしては，府内で最大の巨樹で，胸高幹周 4.26 m ，樹高 9.7 m に及ぶ。花期は 3 月下旬から 4 月上旬で，紫紅色一重の花をつけ

## る。（天然記念物）

## お知らせ

昭和62年4月15日付け，府指定有形文化財「萬福寺13棟」は，平成元年5月19日付けで国の重要文化財に指定されましたので，同日付けで府指定は解除になりました。

今回の国の指定は，既に萬福寺の建造物が重要文化財に指定されているため，追加指定ですが，「萬福寺」として 1 件の指定を 2 件に分割するという整理を同時に行っています。従来「萬福寺 17 棟」 として指定されていたものを 2 件に分け，17棟の中から開山塔院である松隠堂に本来属す建物 4 棟 を新たに「萬福寺松隠堂」と して独立させました。それに威徳殿，祠堂，大庫裏を前者 に，客殿，庫裏，侍真寮を後者に追加指定しました。その結果，「萬福寺」は16棟，「萬福寺松隠堂」は 7 棟になります。 さらに回廊ほか多数の建物が つ附苻として指定措置がとられる こととなり，これで萬福寺の伽藍関係のほとんど全部の江戸時代の建物が国の指定を受 けたことになります。


口既指定
（重文）萬福寺 16 棟•萬福寺松隠堂 7 楝（宇治市）

## ＝選定保存技術 $=$

選定保存技術「山•鉾•屋台愳装品等製作」
山•鈝•屋台で賑う祭礼は数多い。その華とい うべき山•鈝•屋台には，見送りをはじめとする多種多様な染織品が用いられ，妍を競っている。祇園祭の山䤣はその典型である。それは「動く美術館」とも形容されるが，その美の主体は山鉾の外観をかたちづくるさまざまな懸装品にあり，見送りや胴掛などのその品々には，それぞれの時代 を代表する染織品が用いられてきた。ゴブラン織 の通称で名の高い毛絲錦，ペルシャその他の各種緞通，中国明•清の繖錦といった舶載品も数多く， その集積は，時代的な厚みに世界的な広がりを加 えた一大コレクションともなっている。

この山•鈛•屋台を装飾する染織品の多くが長期にわたる使用により損傷や退色がすすみ，すで


に，耐用の限度を超えた状態にある。この事態のなかで，山•鉾•屋台の祭りを伝承するためには， そうした染織品を補充更新していくことが必要であり，更新するためには，財政面もさることながら，多様かつ高度な製作技術を維持•継承することが不可欠である。

ところが，山•鉾•屋台が要請するそうした染織品の供給はしだいに因難となっており，早急に， それら多様な製作技術の保存をはかり，技術の錬磨継承をはかる必要がある。
文化財保存技術の選定は，こうした要請に応じる制度であるが，京都府ではこのたびはじめて「山•鉾•屋台懸装品等製作」技術をそれに選定し，次の 2 団体をその保持団体に認定した。
保持団体－川島織物技術者会（代表 岡部 正）
京都市左京区静市市原町265
－龍村美術染織技術保存会（代表 龍村 元）

## 京都市中京区壬生森町29

株式会社川島織物，株式会社龍村美術織物は，ともに歴史と伝統を誇る総合美術織物のトップメー カーであり，祇園祭山鉾をはじめとする懸装品等の製作について大きな実績をあげている。上記保持団体は，その優秀な技術者の集りであり，高度な技術を保持している。


京都府指定•登録文化財等地域別件数一覧

|  |  |  | 有 |  |  | 形 | 文 | 化 | 时 |  |  | 無 <br> 形 <br> 文 <br> 化 <br> 璟 | 导俗文化財 |  | 史跡名幐天然記念物 |  |  |  | 指 <br> 定 <br> 登 <br> 録 <br> 訶 | 文 <br> 化保 <br> 財全 <br> 䍗地 <br> 境区 <br> （決定） | 選 <br> 定 <br> 保 <br> 存技 <br> 術 <br> （選定） | 今 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 建 <br> 造 <br> 物 | 美 |  | 術 | 工 |  | 芸 | 品 |  |  | 有 | 無 | 史 | 名 | 天 | 小 |  |  |  |  |
|  |  |  | 絵 <br> 画 | 彫 <br> 刻 | 工 <br> 芸 <br> 品 | 書 <br> 跡 <br> 檟 | $\begin{aligned} & \text { 占 } \\ & \text { 文 } \\ & \text { 昔 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 考 } \\ & \text { 古 } \\ & \text { 资 } \\ & \text { 样 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 榞 } \\ & \text { 麦 } \\ & \text { 料 } \end{aligned}$ | 小 <br> 計 | 形 |  |  | 跡 | 勝 | $\begin{aligned} & \text { 然 } \\ & \text { 記 } \\ & \text { 念 } \\ & \text { 物 } \end{aligned}$ | 計 | it |  |  |  |  |
| 京都市内 |  | 定 |  | 18 | 5 | 5 | 7 |  | 1 | 2 | ． | 20 |  |  |  | 1 | 1 | 1 | 3 | 41 |  | 1 | 47 |
|  |  | 録 | 5 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 5 |  |  |  |  |
| 乙 認 |  | 定 | 2 |  | 1 |  | 1 |  |  |  | 2 |  |  | 1 | 1 | 1 |  | 2 | 7 |  |  | 10 |  |
|  |  | 録 | 3 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 3 |  |  |  |  |
| 111 |  | 定 | 5 | 1 | 9 | 5 |  | 4 |  |  | 19 |  |  | 3 | 3 | 3 | 1 | 10 | 37 | 27 |  | 107 |  |
|  |  | 録 | 25 | 1 | 5 | 1 |  | 3 |  | 1 | 11 |  |  | 6 |  |  | 1 | 1 | 43 |  |  |  |  |
| 北 氶 田 |  | 定 | 2 |  | 1 |  |  |  | 1 |  | 2 |  |  | 1 | 2 |  |  | 2 | 7 | 2 |  | 14 |  |
|  |  | 録 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 5 |  |  |  |  | 5 |  |  |  |  |
| 南 |  | 定 | 2 | 2 | 3 |  |  | 3 | 1 |  | 9 |  |  | 4 | 1 | 2 | 1 | 4 | 19 | 9 |  | 49 |  |
|  |  | 録 | 12 |  |  | 5 |  |  |  |  | 5 |  |  | 4 |  |  |  |  | 21 |  |  |  |  |
| 中 |  | 定 | 7 | 5 |  | 1 |  | 4 |  |  | 10 | 1 | 1 | 1 | 1 |  | 1 | 2 | 22 | 8 |  | 58 |  |
|  |  | 録 | 8 |  | 3 | 2 |  | 2 |  |  | 7 |  |  | 13 |  |  |  |  | 28 |  |  |  |  |
| 与－ |  | 定 | 4 | 4 | 1 | 1 |  | 1 | 1 |  | 8 |  |  | 3 | 2 | 4 | 3 | 9 | 24 | 1 |  | 37 |  |
|  |  | 録 | 2 |  |  | 1 |  |  |  |  | 1 |  | 3 | 6 |  |  |  |  | 12 |  |  |  |  |
| 丹 |  | 定 | 2 | 3 | 1 | 2 |  |  | 1 |  | 7 |  |  | 3 | 4 | 1 |  | 5 | 17 | 2 |  | 34 |  |
|  |  | 録 | 2 | 5 |  |  |  |  | 1 |  | 6 |  |  | 7 |  |  |  |  | 15 |  |  |  |  |
| 合 計 |  | 定 | 42 | 20 | 21 | 16 | 1 | 13 | 6 |  | 77 | 1 | 1 | 16 | 15 | 12 | 10 | 37 | 174 | 49 | 1 | 361 |  |
|  |  | 録 | 57 | 6 | 8 | 9 |  | 5 | 1 | 1 | 30 |  | 3 | 41 |  |  | （※5） 6 | （※5） 6 | 137 |  |  |  |  |
|  |  |  | 99 | 26 | 29 | 25 | 1 | 18 | 7 | 1 | 107 | 1 | 4 | 57 | 15 | 12 | （ ※5） 16 | （5 | 311 |  |  |  |  |
| （9国指定文化财に指定されたため等，府指定（登録）が解除（取消し）となったものは含まない実件数である。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

市町村の文化財保護条例に基づく文化財指定等件数一覧


